

1 議会基本条例に関する調査（付託事項(1)）

○ 具体的調査事項3項目について

- ・ 議会報告会
- ・ 参考人招致及び公聴会の活用
- ・ 理事者の発言権（反問権）

○ 新たな項目の提案について

2 議会改革に関する調査（付託事項(2)）

○ 議場のICT化について

- ・ 大型スクリーン等の設置


新たな項目の提案について

令和4年10月11日
日本共産党福岡市議団

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第4章 議員に関する基本的事項</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条 (略)</p> | <p>第4章 議員に関する基本的事項</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(政治倫理)</u></p> <p><u>第7条 議員は、市民の範となるよう努める。</u></p> <p><u>2 議員の政治倫理に関する基本となる事項は、前項に定めるもののほか、福岡市議会議員の政治倫理に関する条例に定める。</u></p> <p>第8条 (略)</p> |

大型スクリーン設置について（案）

本会議場の構造上、大型スクリーン等の議場壁面への設置は困難であるため、前方壁面に直接パネルデータを投影する案

| | メリット／デメリット | 使用機材及び費用 | 運用のイメージ |
|---|--|---|--|
| <p>前方壁面の左右2箇所に直接投影（スクリーンなし）</p>  | <p>（メリット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーン設置が不要 ・映像を大きく投影することが可能（約180インチスクリーンと同程度） <p>（デメリット・課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンへの投影と比べ映像の鮮明さに欠ける ・理事者席から見えにくい ・プロジェクターの操作のために職員1名の従事が必要 | <p>【使用機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクター2台 ※5年リース契約 ・PC3台 <p>【費用（概算）】</p> <p>1年目 640千円 2年目以降 340千円／年</p> | <p>【前提】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクターを議場両側の発言者席前のスペースに設置する。 ・PCを議場両側の発言者席（2箇所）、議場前方の事務局席（1箇所）に設置する。 ・議場に投影するデータは、発言者席のPCで議員が操作する。 <p>※ 発言者席は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組として、議会ごとに議会運営委員会で協議・確認の上、設置している。なお、発言者席以外（演壇、自席）でのPC操作は配線上、困難</p> <p>【投影手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投影するデータをPC上で表示する。（議員） ・発言中、投影の合図（指示）を行う。（議員） ・プロジェクターの表示をオンにする。（事務局） <p>※ パネルを複数使用する場合は、PC上で表示を変更する。（議員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投影終了の合図（指示）を行う。（議員） ・プロジェクターの表示をオフにする。（事務局） ・質疑、質問終了後、PC上の表示を初期画面（デスクトップ）に戻す。（議員） |